第三十九条の三十三の三第一項中「第八項」を「第七項」に改め、「同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は」及び「（以下この項において「償還差益」という。）」を削り、「同条第二項に規定する発行者」を「同項に規定する発行者」に改め、「当該特定振替社債等の利子等にあつてはその支払を受ける利子等ごとに当該発行者の当該利子等の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては」を削り、同条第二項中「第八項」を「第七項」に改め、「利子又は」及び「（以下この項において「償還差益」という。）」を削り、「発行をする者の同条第三項」を「発行をする者の同項」に改め、「当該民間国外債の利子にあつてはその支払を受ける利子ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該民間国外債の償還差益にあつては」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第七項及び第八項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「特定利子又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第三十九条の三十三の四　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十七条の十八第四項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

2　第三十九条の十二第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項並びに第三十九条の十二の二の規定は、内国法人の法第六十七条の十八第一項に規定する本店等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十項において法第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに法第六十六条の四の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九条の十二第十二項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは「法第六十七条の十八第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号ニ」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」とあるのは「財産」と、「連結して記載」とあるのは「記載」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中「の対価の額」とあるのは「の対価の額とされるべき額」と、同条第十五項中「同条第一項」とあるのは「法第六十七条の十八第一項」と、「同条第二十一項」とあるのは「同条第十項において読み替えて準用する法第六十六条の四第二十一項」と、第三十九条の十二の二第四項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。

第三十九条の三十五第二項から第四項までの規定中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に改め、同条第五項中「第百四十二条に規定する」を「第百四十一条第一号イに掲げる」に、「第百八十八条第一項第十八号」を「第百八十四条第一項第二十号」に改める。

第三十九条の三十五の二第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項を削る。

第三十九条の三十五の三第六項中「第六十六条の三の三第一項第二号ハ」の下に「に規定する政令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条各号に掲げる資産とし、同項第二号ハに規定する帳簿価額として政令で定める金額は、同号ハの事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている同号ハに規定する政令で定める資産の帳簿価額の合計額とし、同号ハに規定する総額として政令で定める金額は、当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額とし、同号ニ」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項を削る。

第三十九条の三十五の四第一項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この号及び第三項第三号において「平成二十六年改正法」という。）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定

第三十九条の三十五の四第二項第一号中「第三十三条の八第三項」を「第三十三条の七第三項」に改め、同条第三項第一号中「法第五十五条」の下に「、第五十五条の二」を加え、「第三十三条の八第三項」を「第三十三条の七第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　平成二十六年改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定

第三十九条の三十五の四に次の三項を加える。

4　法第六十八条の三の四第三項に規定する政令で定める事由は、恒久的施設を有する外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資とする。

5　法第六十八条の三の四第三項に規定する政令で定める規定は、法第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十五条の十二の規定とする。

6　法第六十八条の三の四第四項に規定する政令で定める規定は、第三十三条の七第三項及び第三十四条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定とする。

第三十九条の三十七第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第三十九条の三十八の二に次の一項を加える。

2　法第六十八条の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における地方法人税法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「法人税法第八十一条の十二第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）」と、「同条」とあるのは「法人税法第八十一条の十二第三項並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百第一項」と、「同項に」とあるのは「同表の第二号及び第三号に」とする。

第三十九条の三十九第二十項及び第二十七項中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三十二項中「第六十八条の九第十七項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の九第十七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第三十六項中「第六十八条の九第十八項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の九第十八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第三十八項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

39　法第六十八条の九第十一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
、同法		、法人税法